

平成30年度第3回野田市社会教育委員会議

日 時 平成31年3月25日(月)

午前10時00分から

場 所 野田市中央公民館 会議室

《次 第》

1 開会

2 委員長挨拶

3 教育長挨拶

4 議題 野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称
野田市生涯学習センターに変更することについて(答申)

5 閉会

野 教 社 第 702 号
平成 31 年 2 月 26 日

野田市社会教育委員会議委員長 様

野田市教育委員会教育長 佐 藤 裕

野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センター
に変更することについて（諮問）

社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センターに
変更することについて

2 諮問趣旨

野田公民館は、樺のホールの建設の時点では、庁舎跡地利用検討委員会による検討の
結果を踏まえ、小ホール、メディア機器などを備えた複合施設とすることとし、設備の
諸機能の多様性を総称して、生涯学習センターと呼んでおりました。しかしながら、財
源手当（起債）のため、図書館及びコミュニティ会館以外の大半の部分を公民館と位置
付けた経緯があります。さらに、樺のホールにはコミュニティ会館も併設されたことも
あり、社会教育関係団体が利用する場合も原則有料としているほか、施設・設備によっ
ては個人利用が可能なことなど、もともと他の地区公民館とは異質な性格を有していま
す。

そこで、野田公民館に係る起債の償還が今年度で終わることを機に、野田公民館を本
来の姿に戻すべく、野田公民館と中央コミュニティ会館を併せた形で生涯学習センター
に変更したいと考えております。

つきましては、標記の事項についてお諮りするものです。

野田公民館と中央コミュニティ会館を仮称生涯学習センターとすること
による現状との変更点

	(仮称)生涯学習センター	野田公民館	中央コミュニティ会館
設置目的	(案) 市民の生涯学習の推進、生活文化の向上及び福祉の増進を図る。	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。	豊かな人間形成と市民文化を高揚する地域社会づくりを図る。
設置根拠	地方自治法第 244 条第 1 項	社会教育法第 24 条	地方自治法第 244 条第 1 項
利用者の範囲	団体、個人問わず	一部団体のみ	団体、個人問わず
実施事業	(案) ・生涯学習に係る情報の提供 ・生涯学習に係る場の提供 ・生涯学習に係る講座、講演会等の実施 ・前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業	・定期講座の開設 ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催 ・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。 ・体育、レクリエーション等に関する集会の開催 ・各種の団体、機関等の連絡 ・住民の集会等公共的利用の提供	場の提供

野田公民館の設置根拠は社会教育法第 24 条であり、社会教育法の規定に沿う必要があるため、団体利用が基本（実態は、団体利用としているのは一部の施設のみ）となるなど、若干の利用制限がある（資料 1）。一方、中央コミュニティ会館の設置根拠は地方自治法第 244 条第 1 項（公の施設）であり、基本的に利用制限はない（資料 2）。また、生涯学習センターの設置根拠は、中央コミュニティ会館と同様地方自治法第 244 条第 1 項である。

したがって、野田公民館と中央コミュニティ会館を生涯学習センターに変更した場合には、野田公民館は利用対象者の範囲は広がり、中央コミュニティ会館については現状と変わらない。

○社会教育法抜粋

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

○地方自治法抜粋

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

平成 31 年 3 月 25 日

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕 様

野田市社会教育委員会議

委員長 鈴木 昭 夫

野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センター
に変更することについて（答申）

平成 31 年 2 月 26 日付野教社第 702 号で諮問のありました野田市野田公民館及び野田市
中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センターに変更することについて、当会議におい
て慎重に審議した結果、適当と認めましたので答申いたします。

なお、変更にあたっては、利用者の利用が円滑に進み、かつ、豊かな関わりづくりに寄与で
きるよう特段の配慮をお願いします。